

○神栖市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する要項

平成28年12月14日
神栖市告示第137号

(趣旨)

第1条 この告示は、介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示における用語の意義は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)において使用する用語の例による。

(指定の申請)

第3条 法第115条の45の5第1項の申請(以下「指定申請」という。)を行うことができる者は、法人とする。

2 指定申請は、施行規則第140条の63の5第4項に規定する厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。
(指定)

第4条 市長は、指定申請があった場合には、これを審査し、指定をするときは、当該指定申請を行った者(以下「指定申請者」という。)に対し、指定事業者指定通知書(様式第1号)によりその旨を通知するものとする。

2 前項の規定により指定を受けた者は、介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定通知書を当該指定に係る事業所の見やすい場所に表示するものとする。

(指定の拒否)

第5条 市長は、指定申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしないものとする。

(1) 当該指定申請者又はその代表者その他の役員が、神栖市暴力団排除条例(平成24年神栖市条例第14号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる場合

(2) 当該指定申請に係る事業所が、神栖市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の人員、設備及び運営等に関する基準(平成28年神栖市告示第136号)に定める基準を満たしたものであっても、指定をすることにより、神栖市介護保険事業計画に定める地域支援事業に係る計画量を超過する場合その他市における当該地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じる場合

2 市長は、前項の規定により指定をしなかった場合には、当該指定申請者に対し、指定事業者指定拒否通知書(様式第2号)によりその旨を通知するものとする。

(指定の有効期間)

第6条 指定は、6年ごとに法第115条の45の6第1項に規定する指定の更新(以下「指定更新」という。)を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

(指定更新の申請)

第7条 法第115条の45の6第2項の申請(以下「更新申請」という。)は、施行規則第140条の63の5第4項に規定する厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

(指定更新)

第8条 市長は、更新申請があった場合には、これを審査し、指定更新をするときは、当該更新申請を行った指定事業者に対し、指定事業者指定更新通知書(様式第3号)によりその旨を通知するものとする。

2 前項の規定により指定更新を受けた指定事業者は、指定更新通知書を当該指定更新に係る事業所の見やすい場所に表示するものとする。

(変更の届出等)

第9条 施行規則第140条の62の3第2項第4号に規定する変更の届出は、その変更があった日から10日以内に同条第3項に規定する厚生労働大臣が定める様式により行わなければならない。

2 施行規則第140条の62の3第2項第5号に規定する再開の届出は、その再開した日から10日以内に同条第3項に規定する厚生労働大臣が定める様式により行わなければならない。

3 施行規則第140条の62の3第2項第6号に規定する廃止又は休止の届出は、その廃止又は休止の日の1月前までに同条第3項に規定する厚生労働大臣が定める様式により行わなければならない。

(指定の取消し等)

第10条 市長は、法第115条の45の9の規定により、指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、当該指定を取り消され、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止させられた者に対し、指定事業者指定取消停止通知書(様式第4号)によりその旨を通知するものとする。

(情報の提供)

第11条 市長は、指定、指定更新若しくは前条に規定する指定の取消し若しくは指定の全部若しくは一部の効力の停止(以下「指定の措置等」という。)をしたとき、又は第9条各項の規定による届出(以下「変更等の届出」という。)を受けたときは、茨城県、国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項)に規定する国民健康保険団体連合会をいう。)その他の機関に対し、当該事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

(1) 当該事業所の名称及び所在地

- (2) 当該事業所に係る指定申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- (3) 指定の措置等又は変更等の届出の年月日
- (4) 当該事業の開始等の年月日
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年1月1日から施行する。
(準備行為)
- 2 市長は、この告示の施行の日前においても、指定事業者の指定等に関し必要な業務を行うことができる。
(指定の有効期間の特例)
- 3 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第13条の規定により第1号訪問事業又は第1号通所事業に係る指定を受けたものとみなされた者が、当該第1号訪問事業又は第1号通所事業と、指定訪問介護(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)の事業又は指定通所介護(指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)の事業若しくは指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とを同一の事業所において一体的に運営し、施行規則附則第31条の規定により初回の指定更新を受けようとする場合において、市長は、第6条の規定にかかわらず、当該指定を受けたものとみなされた者の申出により、当該第1号訪問事業又は第1号通所事業に係る指定の有効期間の満了日を、平成30年4月1日から平成36年3月31日までの間の当該指定訪問介護又は当該指定通所介護若しくは当該指定地域密着型通所介護に係る指定の有効期間の満了日と同一の日として指定更新をすることができるものとする。この場合においては、更新申請があつたものとみなす。

付 則(平成31年告示第13号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の際現に申請され又は届出されているこの告示による改正前の神栖市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する要項に定める様式による申請書又は届出書は、この告示による改正後の神栖市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する要項に定める相当様式による申請書又は届出書とみなす。

付 則(令和3年告示第121号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の際現に提出されているこの告示による改正前のそれぞれの告示に定める様式による申請書等は、この告示による改正後のそれぞれの告示に定める相当様式による申請書等とみなす。
- 3 この告示の施行の際現に存するこの告示による改正前のそれぞれの告示に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

付 則(令和6年告示第23号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

第 号
年 月
日

様

神栖市長

印

指定事業者指定通知書

年 月 日付けで申請のありました介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定について、下記のとおり指定をしましたので通知します。

記

1 事業所の番号

2 事業所の名称

3 事業所の所在地

4 申請者名

5 代表者名

6 指定年月日

7 有効期間

8 事業等の種類

様式第2号(第5条関係)

第 年 月 号
日

様

神栖市長

印

指定事業者指定拒否通知書

年 月 日付けで申請のありました介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定について、下記のとおり指定をしないことに決定しましたので通知します。

記

- 1 申請者名
- 2 代表者名
- 3 事業所の名称
- 4 事業所の所在地
- 5 理由

(教示)

1 不服申立て

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神栖市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分については、この処分（この処分について、上記1の審査請求をしたときは当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神栖市を被告として（訴訟において神栖市を代表する者は、神栖市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第3号(第8条関係)

第 号
年 月
日

様

神栖市長

印

指定事業者指定更新通知書

年 月 日付けで申請のありました介護予防・日常生活支援総合事業
における指定事業者の指定について、下記のとおり更新をしましたので通知します。

記

1 事業所の番号

2 事業所の名称

3 事業所の所在地

4 申請者名

5 代表者名

6 指定年月日

7 有効期間

8 事業等の種類

様式第4号(第10条関係)

第 号
年 月
日

様

神栖市長

印

指定事業者指定取消停止通知書

年 月 日付け 第 号による介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定について、下記のとおり（取消し、効力の停止）をしましたので通知します。

記

1 事業所の番号

2 事業所の名称

3 事業所の所在地

4 申請者名

5 代表者名

6 取消・停止年月日

7 事業等の種類

8 理由